

食品安全対策推進調整会議について

1 設置目的

食品安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として設置（平成 15 年 6 月）

2 所掌事項

- (1) 食品の安全確保施策の総合的・計画的な推進に関する事項
- (2) 食品の安全確保に関する関係各局の相互連携に関する事項
- (3) 食品の安全確保に関する緊急時の対応に関する事項
- (4) 食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項

3 構 成

食品安全対策推進調整会議

- 福祉保健局（健康安全部長⇒議長、食品医薬品安全担当部長）
 - 生活文化局（消費生活部長）
 - 産業労働局（農林水産部長）
 - 環境局（環境改善技術担当部長）
 - 中央卸売市場（事業部長）
- 部長級** 計 6 名 ※事務局：福祉保健局食品監視課

専門的事項の協議

幹事会（幹事長：福祉保健局食品監視課長）

- | | |
|----------|---------|
| ○ 福祉保健局 | ○ 生活文化局 |
| ○ 産業労働局 | ○ 環境局 |
| ○ 中央卸売市場 | |
- 課長級** 計 11 名

緊急時

緊急連絡会議

議長（福祉保健局健康安全部長）が必要に応じて、必要なメンバーを緊急に招集することができる。

緊急時

必要に応じて部会を設置

現在設置している部会

- ・ B S E 対策連絡部会

緊急時